



九州厚生局長への届出に関する事項

当院は下記の者を実施するにあたり

厚生大臣の定める施設基準に適合している旨を九州厚生局長に届け出ております。

許認可事項

- 1) 障害者施設等入院基本料
- 2) 緩和ケア病棟入院料 1
- 3) 地域包括ケア入院医療管理料 1
- 4) 療養環境加算
- 5) 後発医薬品使用体制加算 I
- 6) データ提出加算
- 7) 認知症ケア加算 3
- 8) 診療録管理体制加算 3
- 9) 特殊疾患入院施設管理加算
- 10) がん性疼痛緩和指導管理料
- 11) 入院ベースアップ評価料
- 12) 入院時食事療養 (I)
※管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しています。
- 13) 開放型病院共同指導料
- 14) がん治療連携指導料
- 15) 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院
- 16) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 17) CT 撮影及び MRI 撮影
- 18) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- 19) 運動器リハビリテーション料 (I)
- 20) がん患者リハビリテーション料
- 21) 酸素単価
- 22) 在宅がん医療総合診療料
- 23) 別添 1 の「第 14 の 2」の 2 の (2) に規定する在宅緩和ケア
充実診療所・病院加算
- 24) 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- 25) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)